

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から同年11月1日まで

昭和43年3月、B社に入社し、その後、A社ができたので同社へ移ったものの、47年6月20日に退職するまで継続して勤務した。その間、勤務地も仕事内容も同じだったので、43年9月1日から同年11月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のC厚生年金基金加入員台帳、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和43年9月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間直後の昭和43年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人を含む8人のうち少なくとも5人は同年9月1日付けで同社において、C厚生年金基金の加入員資格を取得していることが確認できることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和43年9月及び同年10月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 佐賀国民年金 事案 586

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から57年3月まで  
昭和54年12月に国民年金の加入を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料は、居住していた地区の納付組織による集金が行われており、毎月、納付組織の役員を通じて保険料を納付していたと思う。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿における申立人の同記号番号の前後の任意加入被保険者の加入年月日から、昭和57年4月に払い出されたことが推認でき、国民年金手帳記号番号払出簿等の調査においても、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳、A町（現在は、B町）の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、昭和57年4月1日とされており、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、申立期間に係る国民年金保険料納付書は作成されることはなく、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。